

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の
一部を改正する政令案

法制局説明資料

令和3年1月

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

使用の制限等の要請の対象となる施設の追加（第 11 条関係）

1. 現行の特措法施行令における考え方

- 制定当時の説明資料には下記のように記載されており、想定される対応の強度に差はあるとしつつも、幅広い施設を対象とすることとしている。

「対象施設については、学校、保育所のように真っ先に使用の停止を想定しているものから、第 12 号（※）に定めるような入場制限等の対応を想定しているものまであるが、政令においては幅広く対象とし、発生時において発生の状況を踏まえて基本的対処方針において具体的な措置を定め、政府対策本部長の総合調整の下で実施していくこととする。」

※理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

- また、実証研究もあり特に感染リスクが高い学校、保育所、介護老人保健施設等の施設（第 1 号、第 2 号）については面積要件（1000 m²）をかけないこととしている一方、その他の施設（第 3 号～第 13 号）については①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）第 45 条第 2 項において対象施設を「多数の者が利用する施設」と限定していること、②中小企業における負担を考慮し、面積要件をかけることとしている。
- なお、制定当時の説明資料では「『理髪店、質屋、貸衣装屋』については、（略）1000 m²を超える施設は稀であると考えられる」としつつも、「①耐震改修促進法上の特定建築物、バリアフリー法上の特定建築物、特別特定建築物は、いずれも『多数の者が利用する建築物』について同様の例示をしており、耐震改修促進法は千平方メートル、バリアフリー法は 2 千平方メートルの基準にしている。」「②（略）1000 m²の基準を外すことが可能であり、小規模施設であっても対象となることが想定されるため、サービス業を営む店舗を対象の可能性として残しておく必要があること。」の 2 点の理由から、例示として規定している。

2. 飲食店等を使用の制限等の要請の対象となる施設に追加する必要性

- 飲食店等については、飲食の際にマスクを外すことから、近距離で会話をすることに伴い、飛沫を通じた感染リスクが高まるとされている。この点、新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という）においても、①飲酒を伴う懇親会等②大人数や長時間におよぶ飲食③マスクなしでの会話（※）で感染リスクが高まることが報告されている。

※「感染リスクが高まる『5つの場面』」（第 12 回分科会提言）抜粋

①飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。

②大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

③マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

○ 現に、

- ・新型コロナウイルス感染症について把握されているクラスターの多くが飲食店で発生している
 - ・感染経路不明の感染の多くは飲食店におけるものと考えられる
- ことが報告されている（「現在直面する3つの課題」（第12回分科会提言））。

○ さらに、飲食店等は歓楽街とともに感染拡大の原因と考えられており（※）、新型インフルエンザ等のまん延を防止するためには、飲食店等という感染の元を絶つ必要がある。

※「現在直面する3つの課題」（第12回分科会提言）において、

- ・「歓楽街や飲食を介しての感染が感染拡大の原因である」との指摘
 - ・「レストランの再開が感染を最も増加させる」とする研究の紹介
- がされている。

○ しかしながら、現行の特措法施行令においては、飲食店等は法第45条第2項の使用の制限等の要請の対象となる施設として規定されておらず、第24条第9項に基づく要請以上の措置を講じることができない。

○ 令和2年12月から行われた法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請（22時までの要請）においても、当該要請に従った飲食店等は一部に留まり（※）、一層経

営への影響が大きい施設の使用制限等については、さらに実効性が乏しいと考えられる。

※黒岩神奈川県知事会見発言

「22時までの外出自粛(発言ママ)については2割程度の事業者しか協力していただいている。」
(令和3年1月2日)

- このため、施行令第11条第1項を改正し、飲食店等を使用の制限等の要請の対象となる施設に追加することとする。

3. 飲食店等を使用の制限等の要請の対象となる施設に追加する許容性

- 飲食店等は生活を維持していく上で重要な事業であるが、これが休業等することにより、利用者への影響が生じると考えられる。実際、基本的対処方針別添（令和2年3月28日、5月25日変更）においても、3.④で食堂、レストラン、喫茶店は事業の継続が求められる事業者として例示されている。しかしながら、飲食料品供給関係の事業者の営業と、飲食店等の宅配・テークアウトによる営業が継続されることで、飲食料品入手することは可能であり、利用者にとって生活を維持することが困難となる問題が直ちに生じるとは言い難い。
- 以上より、飲食店等を使用の制限等の要請の対象となる施設に追加することは許容できると考える。
- なお、施行令制定時に施設ごとに想定される対応の強度に差が予想されるとしていたように、常に一律に全ての飲食店等に対して休業要請を実施するという対応を想定しているわけではない。例えば、酒類を提供する飲食店等に絞って休業を要請することや、施行令第12条6号に基づき酒類の提供休止を要請する等、状況に応じ柔軟な要請を行うことで事業者に過度な負担が生じないように対応することも考えられる。

4. 飲食店等を使用の制限等の要請の対象となる施設に追加する際の規定について

- 飲食店等において考えられる感染リスクは、飲食に伴いマスクを外し、近距離で会話をすることによる飛沫感染等のリスクであることから、宅配やテークアウトによる飲食料品の提供等、その場で利用者が飲食をしない場合には感染リスクは小さいと考えられる。そこで、施行令第11条への追加の対象は、利用者がその場で飲食を行うものに限るものとする。
- 現行の施行令第11条各号を見ると、社会通念上一般的であると考えられる施設については各種法令の定義を規定していない。そのため、健康増進法の規定を参考

としつつも定義は規定せず、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設と規定する。ただし、施行令第11条第1項第11号に掲げるキヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設との重複が生じるため、括弧書きで第十一号に該当するものを除く旨を規定する。

(参考)

- 健康増進法（平成十四年法律第百三号）
附則（平成三〇年七月二五日法律第七八号）

（既存特定飲食提供施設に関する特例）

第二条（略）

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいづれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一・二（略）

3～8（略）

- がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）

（がんの範囲）

第一条 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

一 悪性新生物及び上皮内がん

二 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中権神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）

三（略）

四 消化管間質腫瘍（第一号に該当するものを除く。）